

きょうからドローン操縦免許制度

農業利用の取得は任意

現時点での
メリット少

改正航空法が5日に施行され、ドローンなどの無人航空機の操縦ライセンス（免許）制度が始まる。人がいる上空で、目視できない範囲を飛ばす場合は取得が義務付けられる。だが、農地で農薬散布を利用する場合の取得は任意。取得しても、飛行の許可・承認手続きは従来通り必要で、現時点で取得のメリットは少ない。

ライセンス制度は、人がいる上空で、目視できない範囲を補助者なしで飛ばす「レベル4」という高度な飛行の解禁に伴うもの。安全性を高めるため国家資格として設け、機体の認証制度とともに導

入された。5日に試験の受け付けが始まる。ライセンスには「レベル4」飛行で取得が義務付けられる「一等」と、それ以外の「二等」がある。農地で農薬や肥料、種子、花粉などを散布する場合は二等に当たる。二等の取得は任意。取得すると、人が密集しない場所での目視外飛行などが、これまで必要

ドローンの操縦ライセンス制度受験資格は16歳以上で、有効期間は3年間。取得には、指定試験機関の日本海事協会が行う学科試験や実地試験、身体検査に合格する必要がある。民間のドローンスクールの資格を持っている場合は、試験の一部が免除される。

国交省は現在、ライセンスを取得すれば農薬散布などの許可・承認を不要とするかどうかを検討中。年度内に結論を出すとしている。農地の空撮に使う場合はこれまで通り、飛行の許可・承認手続きが不要となる。だが、農薬などを上空から散布する飛行を取らなくてもドローンを飛ばせる。

は、航空法で「物件の投下」「危険物の輸送」という特別な飛行に当たる。このため、資料提出を一部省略できるが、許可・承認手続きは引き続き必要。